

高知県議会事務局障害者活躍推進計画

機関名

高知県議会事務局

任命権者

高知県議会議長

計画期間

- ・令和7年4月1日～令和12年3月31日

障害者雇用のこれまでの経緯

- ・令和元年以前、当機関は職員数が少なく、法定雇用率の対象外となっていたため、障害者雇用に関する経験がなく、特段の取組も行っていなかった。
- ・令和元年の障害者雇用促進法の改正を受け、令和2年4月1日から令和7年3月31日を計画期間とする「高知県議会事務局障害者活躍推進計画」を策定した。

目標

①採用に関する目標

- ・職員の採用にあたっては、障害者を差別することなく能力本位の選考を行う。
- ・障害者の採用・選考にあたっては、障害特性に配慮した選考を行う。

②定着に関する目標

- ・障害者を雇用した場合に備え、他機関の定着に関する事例の収集・検討を行う。

取組内容

①障害者の活躍を推進する体制整備

- ・障害者雇用推進者として総務課長を選任し、本計画に定める取組を推進する。
- ・障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。

②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・障害者の雇用に備え、他機関の事例の収集・検討を行う。

③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・職員に対して、障害者雇用の理解を深めるためのパンフレット等を配付する。

④その他

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。